

令和2年度に受けた事業者も申請できます！

五泉市雇用調整助成金利用促進支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、従業員の雇用の維持と事業の継続を行う事業者へ、雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等に依頼した費用を支援します。

【令和2年度との変更点】

- 申請は「同一事業者につき1回限り」が「**同一事業者につき年度内に1回限り**」に変更となり、昨年度申請した事業者も申請できます。
- 申請は「雇用調整助成金の支給決定を受けた日から3カ月以内」でしたが、「**雇用調整助成金の支給決定を受けた日の年度の2月末日まで**」に変更となり、令和3年4月から令和4年2月までの決定通知分をまとめて申請できます。

【対象者】

- 五泉市内に所在する中小企業の事業主であること。
- 個人事業主の場合は、五泉市に住民登録を行っていること。
- 法人の場合は、五泉市内に本社または本店があること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業者であること。
- 雇用保険適用事業所であること。

【支援金額】

- 雇用調整助成金等の交付を申請する場合に、事務を社会保険労務士等へ依頼したことに要した経費の全額とします。
- 1事業者につき上限 **100,000円**（1,000円未満の端数は切り捨て）
※複数の雇用調整助成金の決定通知分をまとめて申請できます。

裏面あり→

【申請手続き】

○申請期間は、令和4年2月28日（月）まで。

○申請は同一事業者につき1回まで。

※令和2年度に申請した事業者も申請できます。

○申請には以下の書類が必要です。

①五泉市雇用調整助成金利用促進支援金交付申請書

②雇用調整助成金等の支給決定通知書のコピー

※令和3年4月～令和4年2月までの決定通知が対象

③社会保険労務士等に申請事務を依頼したことが確認できる書類のコピー

④社会保険労務士等への支払いの完了が確認できる書類のコピー

⑤振込先口座の通帳の写し

（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるもの）

○申請書は市役所（商工観光課、村松支所）のほか、五泉商工会議所、村松商工会にもあります。五泉市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】

○申請書の提出は商工観光課の窓口に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。郵便料は申請者の負担となります。

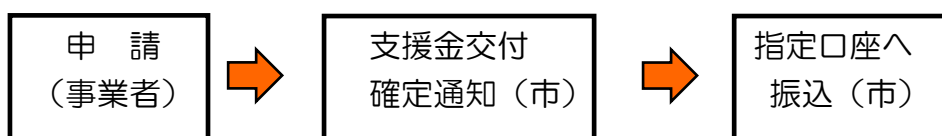
○送付先 〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1

五泉市役所商工観光課商工係

【問い合わせ】

○五泉市役所 商工観光課 商工係 TEL43-3911（代表）

【申請から交付まで】



※予算額に達し次第、受付を終了します。